

平成 30 年度

# 学校いじめ防止基本方針



大阪府立なにわ高等支援学校

大阪市浪速区木津川 2 丁目 3 - 3 0

電話 06 (6561) 7361

FAX 06 (6561) 7300

## もくじ

第1章	いじめ防止に関する本校の考え方	2
第2章	いじめ防止	6
第3章	早期発見	8
第4章	いじめに対する考え方	9
第5章	その他	13

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長及び人格の形成に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。また、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくみ、いじめを生まない土壌をつくるために、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で一体となった継続的な取り組みが必要である。いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるという基本認識に立ち、いじめは絶対に許さないとの強い姿勢を持って対応しなければならない。

本校の生徒は、障がい等の状況から、いじめを的確に訴えることができないこともあることを念頭に置き、教職員一人一人が日ごろから生徒の様子を丁寧に観察してその変化にすばやく対応できるよう意識の向上に努めなければならない。

「やりぬく経験を通し、豊かな人間性をはぐくみ、自己選択・自己決定できる生徒を育てる」という本校の教育目標を踏まえ、豊かな情操と道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える望ましい人間関係を構築し、すべての生徒が安心でき自己有用感や充実感を感じて学校生活を送ることができるように学校が地域、家庭と一体となっていじめ防止に向けて組織的に全校体制で取り組むうえで、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ防止委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、人権・同和教育主担、生活指導部長、生徒指導主事、学部主事、各学年主任、(必要に応じて、養護教諭・当該学級担任等)。

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

なにわ高等支援学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 生徒状況の集約 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR(いじめを考える) 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR(いじめをなくすために) 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	いじめ防止委員会 (状況を把握)  「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習	職場体験(社会性の育成)		いじめ防止委員会 (状況を把握)
6月		校外学習	職場体験(社会性の育成)	いじめ防止委員会 (状況を把握)
7月	校内職場体験(社会性の育成) アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談	校外学習 アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談	いじめ防止委員会 (状況を把握) 教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)
8月				
9月	いじめアンケート実施 職場体験(社会性の育成)	いじめアンケート実施 職場体験(社会性の育成)	いじめアンケート実施	いじめ防止委員会 (状況を把握)
10月	三者面談 (家庭での様子の把握)	三者面談 (家庭での様子の把握)	三者面談 (家庭での様子の把握) 職場体験(社会性の育成)	いじめ防止委員会 (状況を把握) 上半期のいじめ状況調査
11月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置 いじめ防止委員会 (状況を把握)
12月	文化祭 保護者懇談週間	文化祭 保護者懇談週間	文化祭 保護者懇談週間	いじめ防止委員会 (状況を把握)
1月				いじめ防止委員会 (状況を把握)
2月				いじめ防止委員会 (状況を把握)
3月				いじめ防止委員会 (状況を把握)

## 5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止委員会を、毎月1回開催し取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



## 2 いじめの防止のための措置

### (1) 社会性の育成

#### ○居場所づくり、集団づくり

- ・ 生徒一人一人が互いに認め合い、尊重できる集団づくりを進めていくことが必要である。生徒が互いに関わりあいながら関係を深め、自己有用感や自己肯定感を獲得していくことができるよう、学級活動、学校行事、生徒会活動、部活動等を通じて自ら気づき、互いに学びあう場や機会を提供し、働きかける。

#### ○基本的な生活習慣の育成

- ・ 日常生活での生活リズムを確立し、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる生活習慣を身につけさせる。個々の適性を把握し、現場実習等を通じ、自分の進路を見すえ、粘り強く努力できる態度を養う。

### (2) 授業改善

#### ○生徒理解

- ・ 適切なアセスメントにより、一人一人の障がいの状況等を理解、把握する。各家庭や関係機関と連携し、個々に応じた支援を進める。
- ・ いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため互いに指摘し合える雰囲気を作るとともに校内研修を行う。

#### ○わかる授業づくり

- ・ すべての生徒が達成感を味わい、他者を認め合い、それぞれの課題に取り組むことができる「魅力ある授業づくり」「わかる授業づくり」を進めるべく、授業研究を行う。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

#### (1) 生徒観察

学校生活全般を通じ、生活態度や身体状況等について生徒のささいな変化に教職員が気づく力を高める。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように努める。

#### (2) 情報共有

クラス担任、養護教諭、授業担当者等、教職員全体が連携し、生徒の気になる様子を取り上げ、情報を共有する。また、保護者への連絡を行い、家庭での様子を把握するなど早い段階から地域、家庭との連携を図る。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、各学期に1回以上、生徒・保護者を対象に「いじめに関するアンケート調査」を行う。
- (2) 日常の観察に加え、定期的に教育相談を行い、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- (3) 保護者と連携して生徒を見守るため、連絡帳を使った日々の連絡に加え電話等で保護者との情報交換に努める。
- (4) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめ防止委員会のメンバーが窓口となって教育相談に応じる。
- (5) 相談窓口の周知も含め、学校が関係機関とも連携していじめに即応できる体制で教育活動にあたっていることをホームページや懇談会の折などに定期的に情報発信する。
- (6) 定期的に開催するいじめ防止委員会で教育相談が適切に機能しているかなどについて点検する。
- (7) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、人権に関する配慮に基づき、その対外的な取扱いについて徹底した個人情報の保護に努める。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思う。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

まず、いじめにあっている生徒を守る方針を徹底し、当該生徒が安心して登校できる環境を作る。また、警察やこども相談センター等の関係機関と連携し心理等に関する専門的な知識を有する者とともに教育相談を実施するなど事後のケアを行う体制を整備する。いじめを行った生徒には、いじめは絶対に許さないという姿勢を示しつつ、いじめた生徒の抱えているストレスや問題を探り、保護者と連携して継続的に指導を行い、いじめを繰り返すことのないようにする。必要により、警察やこども相談センター等の関係機関とも連携を図る。さらに、いじめを見ていた生徒に対しても、いじめを自分の問題としてとらえさせる指導を行う。それとともに臨時集会を開くなどにより、すべての生徒に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶に向けて一人ひとりが意識を持つことができる主体的な態度を育てる。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (3) その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (4) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (5) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (6) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- (8) なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、専門的知識を有する者の協力を得て対応する。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせたいと、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず教員に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を

尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

## 第5章 その他

- ・ 本校の教育目標は、「やりぬく経験を通し、豊かな人間性をはぐくみ、自己選択・自己決定できる生徒を育てる」である。「やりぬく経験を通し」自信を持ち揺るがぬ自己肯定感を持って自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える望ましい人間関係を通じて「豊かな人間性をはぐくみ」、すべての生徒が安心して自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送り「自己選択・自己決定できる」ようになる。そのために学校が地域、家庭と一体となっていじめ防止に向けて組織的に全校体制で取り組む必要がある。
- ・ 生徒を見守り支える教職員には、高い人権意識に基づき、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。そのために人権教育にかかる研修の充実に日々取り組んでいかなければならない。